

## 機能移転が認められる場合における施設基準の取扱いについて

### ① 移転元医療機関において届出が受理されていた施設基準

機能移転が認められる場合、診療実態が変わらないため、指定を遡って行う遡及指定と同等の状況にあるものとして、遡及指定の趣旨を準用する。

具体的には、移転元医療機関において既に届出が受理されていた施設基準であって、移転先医療機関においても実績要件以外の要件を満たしているものとして定められた期日までに届出が行われたものに係る診療報酬は、移転先医療機関において引き続き機能移転日から算定できるものとする。

### ② 移転元医療機関では届出がされておらず、移転先医療機関において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要しない施設基準

基本診療料通知及び特掲診療料通知に掲げる届出を行うに当たって実績を要しない施設基準の診療報酬については、施設基準の要件を満たしているものとして定められた期日までに届出があり、要件審査を終えた場合に限り、機能移転日の属する月から算定できるものとする。

### ③ 移転元医療機関では届出がされておらず、移転先医療機関において新たに届出をされた施設基準のうち、届出を行うに当たって実績を要する施設基準

基本診療料通知及び特掲診療料通知に掲げる届出を行うに当たって実績を要する施設基準の診療報酬については、移転元医療機関における実績を基本診療料通知及び特掲診療料通知の「第2 届出に関する手続き」における実績として取り扱った上で、アと同様、施設基準の要件を満たしているものとして定められた期日までに届出があり、要件審査を終えた場合に限り、機能移転日の属する月から算定できるものとする。

なお、移転元医療機関において当該実績を有していない場合は、基本診療料通知及び特掲診療料通知のとおり、移転先医療機関において届出に当たり実績を有していることが必要となる。

※届出に関する期日については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所（広島県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。

※施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

※施設基準の届出については、基本診療料通知及び特掲診療料通知等に基づき届出を行うこと。